

【決算カードについて】

決算カードは、各年度に実施した地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）の集計結果に基づき、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、各団体ごとに1枚のカードに取りまとめたものです。

【用語の解説】

本カードで使用される主な用語については、次のとおりです。

※歳入科目等

1 地方譲与税

国税として徴収され、そのまま地方公共団体に対して譲与される税です。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行しているもので、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税があります。

2 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするため、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定するものです。

3 地方交付税

すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるように、所得税や消費税などの国税から一定の基準により地方に配分されるものです。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付される特別交付税があります。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されます。

4 一般財源

地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税の合計額です。

5 一般財源等

一般財源のほか、目的が特定されていない寄付金等、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源をあわせたものです。

6 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国から交付される負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等です。

7 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金です。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金とがあります。

8 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入の有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入されることとされています。

※歳出科目等

1 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費です。職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費からなっています。

2 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっています。

3 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業です。

4 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業です。

※収支

1 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額です。

2 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額です。

3 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のことです。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。

4 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額です。

※財政分析指標等

1 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

2 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出されるものです。

$$\begin{array}{ccccc} \text{単位費用} & & \times & \text{測定単位} & \times & \text{補正係数} \\ \text{(測定単位1当たり費用)} & & & \text{(人口・面積等)} & & \text{(寒冷補正等)} \end{array}$$

3 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出されるものです。

標準的な地方税収入 $\times 75 / 100$ + 地方譲与税等

4 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

5 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が高ければ高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。指数が1を超えた場合は普通交付税の不交付団体となります。

6 実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合です。

実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示します。

7 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいるといえます。

8 実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標であり、地方債を起す際に総務大臣や都道府県知事の許可が必要となるかどうかを判定する基準。この値が18%以上の地方公共団体は、起債に際し、引き続き総務大臣等の許可が必要となります。

9 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。

10 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。

11 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為です。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されています。